

デジタル社会の実現に向けた重点計画について

(令和 3 年12月24日 閣議決定)

重点計画の位置付け

- ・ 目指すべきデジタル社会の実現に向けて構造改革や施策に取り組むとともに、それを世界に発信・提言するための羅針盤となるもの。

重点計画の性格

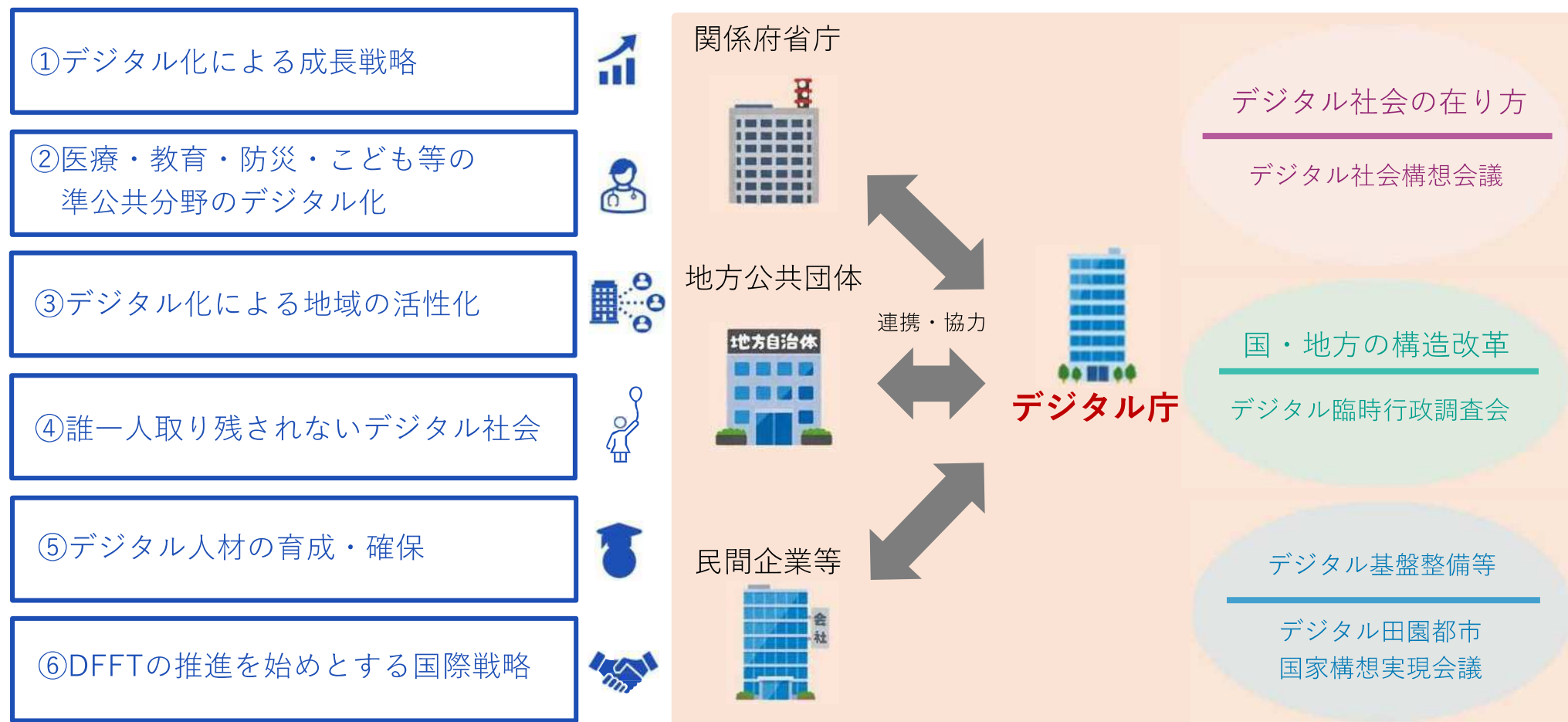
- ・ 我が国の目指すデジタル社会の姿やデジタル原則を明らかにし、「デジタル臨時行政調査会」、「デジタル田園都市国家構想実現会議」などにおける検討や取組の道しるべとなるもの。（R 4 年の年央を目途に、次期の重点計画の策定を目指す。）

デジタルにより目指す社会の姿

デジタル社会の目指すビジョン

- ・「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（R2.12.25））
 - 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる。

「目指す社会の姿」を実現するために 以下①～⑥が求められる。



①デジタル化による成長戦略

課題認識

新型コロナウイルス感染症への対応で**行政の非効率**が顕在化。今、覚悟を決めて**デジタルを最大限活用**して我が国の様々な課題の解決を図らなければ世界に追いつくのは不可能との認識。

目指す姿

智恵・価値・競争力の源泉である**データ**の活用により全産業のデジタル化を推進。規制や行政の在り方も含む**抜本的な構造改革**を実施することで、**国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会**を実現

- **デジタルファースト原則**の法制面からの徹底。**法令が原則に適合したものであるかを確認**するプロセスや体制の在り方について検討
- 国は**アーキテクチャ**の設計やデータの**標準化**を推進。上位のレイヤーは**民間の活力・創意工夫**を最大限に活用
- **マイナンバー**等の利用の拡大、**オープンデータ**活用の徹底、様々な**プラットフォーム**の連携・拡大
- **マイナンバーカードによる認証**を利用した行政サービスを民間が後押しするための仕掛け
- **データの活用**による医療、教育、防災等の準公共分野をはじめとする**全産業のデジタル化**の推進

②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

課題認識

医療、教育、防災、こども等の様々な切り口から**断片的・画一的なサービスが提供**されている状況にあり、目指す姿になっていない。

目指す姿

サービスの提供を受ける**個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ**、より豊かな生活の実現に向けて**暮らしを自らの手で積極的にデザイン**することができるような社会

- 官民間での**分野を超えたデータの提供・共有**をデジタルによって更に推進。**民間によるデータの提供・利活用のルール**を明確に設定
- 官民が保有する準公共分野のデータについては、**オープンデータ・バイ・デザインの考えを徹底**し利用を促進。また、**API・データの公開原則**を徹底
- 国・地方間の**データ連携等のアーキテクチャ設計**、情報システム間で異なるデータ取扱いルール等の標準化の促進、基盤となるデータの共有・**オープンデータ化**
- 各分野のデータの利活用の支障となっている制度・運用の見直し、**分野横断的なデータ利活用**の促進
- 国民が**安全・安心な環境**の下でサービスを選択できるよう、サイバーセキュリティの確保等を徹底

③デジタル化による地域の活性化

課題認識

デジタルは、**地域の課題を解決する可能性を飛躍的に増大**し、データ収集やアイデア・手法の**共有・全国展開も容易**にする力を持つ。しかし、**インフラ整備が不十分**、国と地方、地方と地方、分野と分野で、**多くの場合データが繋がっていない**などの課題あり。

目指す姿

地方の**共通基盤を国が提供**することなどにより、**地域からデジタル改革、デジタル実装を推進**。**地方分散型社会の実現**、地域で魅力ある**多様な就業機会の創出**等を図り、地域の課題が解決され、各地域で培われてきた地域の魅力が向上する社会

- 国による情報インフラ整備、デジタル人材の育成、デジタルによる雇用の増加やエンターテインメントの実現等、**地域のデジタル実装の推進**
- 地方公共団体の情報システムの統一・標準化、行政手続の簡素化・オンライン化、ワンストップ・プッシュ型のサービスの実現等、**デジタル・ガバメントの推進**
- 地域の**人材と地域課題のネットワーク化**を実現するための取組の推進（地方公共団体が自ら課題を公開し、地域課題の解決に関する提案・共創の募集を促すことで、若年層の移住・新規ビジネスの創出を図る等）
- 以上により、地域雇用の創出、企業の販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速等を実現し、都市と同等以上の利便性と地域が誇る独自の資源を活用した魅力が輝き続ける「**デジタル田園都市国家構想**」に寄与

④誰一人取り残されないデジタル社会

課題認識

デジタル技術の進展により、**自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）**でデジタル機器・サービスを利用可能となる等、従来**できないと諦めていたことが可能な時代**になってきている。

目指す姿

地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、**誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会**

- 利用者視点を第一に**サービスデザイン体制の確立**
- 国、地方公共団体、企業・団体、住民等が各々の立場で相互に協力する「**皆で支え合うデジタル共生社会**」の環境整備（高齢者、障害者、こども、在留外国人等へのきめ細やかな対応、デジタル推進委員の検討等）
- デジタルの負の側面への対応、EBPMに基づく不断の見直し

⑤ デジタル人材の育成・確保

課題認識

デジタル改革の担い手となる人材の充実が不可欠であるが、**社会全体に必要な人材が質・量ともに充実している**とは言い難い。

目指す姿

ライフステージに応じた**デジタルリテラシーの向上**や、**官民学**を行き来しながらキャリア形成ができ、人材の**創造性を生かせる環境**の整備を推進し、**人材の底上げと専門性の向上**を図り、一人ひとりのデジタル人材が活躍する社会

- **デジタル庁自身**が、デジタル人材の能力を最大限活用。行政機関におけるデジタル人材の育成・確保
- 国民が**ライフステージに応じたICTスキル**を学べる環境の整備
- デジタル人材が官民学を行き来してキャリアを積める環境の整備、**地域におけるデジタル人材**の育成
- **目指す社会の実現に必要な人材像や人数等を検討**し、その結果を公表。地域におけるデジタル人材の育成、デジタル分野のジェンダーギャップの解消、外国人人材の活用の在り方も含め、**官民学の様々な主体による実効性のある対策**に繋げる

⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

※Data Free Flow with Trust

課題認識

セキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが**世界的に顕在化**。現時点では、これらの課題に対応するための**国際枠組みが複数存在し、整合性の確保等が課題**。

目指す姿

関係府省庁がそれぞれの政策分野において**DFFT推進**のための国際戦略を考え、国際連携を図ることで、**デジタル技術の利用やデータの流通に関し世界をリードする姿**

- **DFFT推進**に向けた国際ルール・制度を形成（R 5 年のG7日本開催を見据え国際ルール形成に向け積極的提案をも検討）
- 諸外国のデジタル政策に関わる機関等と連携した**国際協力**を推進
- 経済成長・イノベーション、**経済安全保障、持続的成長**といった価値観の間のバランスをとることに留意

デジタル社会の実現に向けての理念・原則

誰一人取り残されないデジタル社会の実現

- 「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくにより、**誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにする。**

デジタル社会形成のための基本原則

10原則

(デジタル改革基本方針 (R2.12.25))

①オープン・透明	⑥迅速・柔軟
②公平・倫理	⑦包摂・多様性
③安全・安心	⑧浸透
④継続・安定・強靱	⑨新たな価値の創造
⑤社会課題の解決	⑩飛躍・国際貢献

デジタル3原則

(国の行政手続きのオンライン化実施の原則：デジタル手続法)

デジタルファースト

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結

ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要に

コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

BPRと規制改革の必要性

※Business Process Reengineering

- オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、**業務改革 (BPR)** に取り組む。
- また、デジタル化の効果を最大限発揮するため、**規制の見直し**も併せて行う。

クラウド・バイ・デフォルト原則

- 各府省において必要となる情報システムの整備に当たっては、**クラウド・バイ・デフォルト原則**を徹底。

デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル原則

- ・今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき、構造改革のための**基本原則**を定める。

① デジタル完結・自動化原則 ・書面・目視等の義務付けを見直し ・行政内部を含めたデジタル対応を実現 等	② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス) ・リスクベースで性能等を規定 ・データに基づくEBPMを徹底 等	③ 官民連携原則 公共サービス提供において、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携等
④ 相互運用性確保原則 国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消しシステム間相互運用の確保 等		⑤ 共通基盤利用原則 ・官民で広くデジタル共通基盤を利用 ・調達仕様の標準化・共通化を推進 等

デジタル原則への適合性の確認

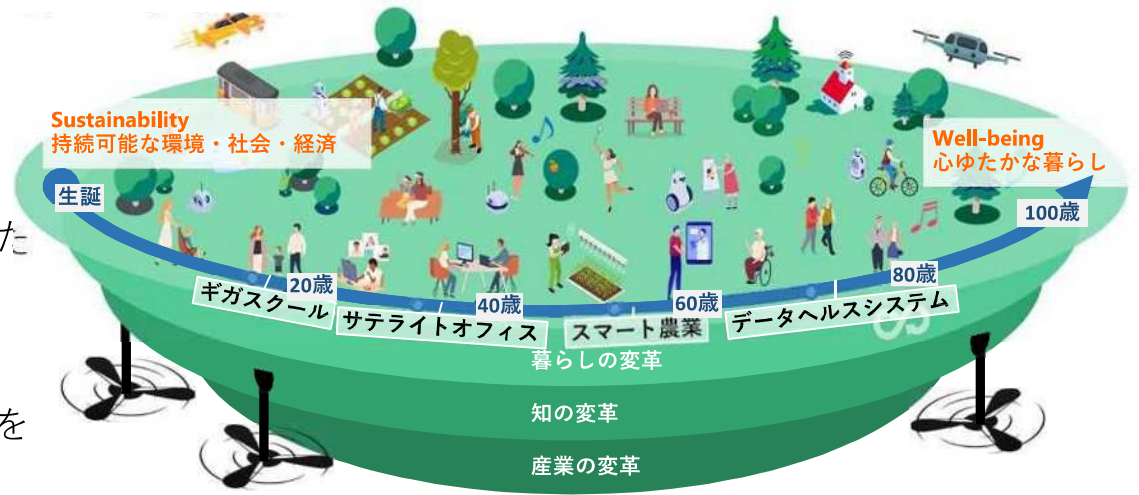
- ① 規制改革**
 - ・デジタル臨時行政調査会において、全ての法令・通達等について、デジタル原則適合性を確認・検証。
 - ・適合性が確認されなかった制度等について、一括的な改正方針をR4年春を目途にとりまとめる。
 - ・新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制を検討。
- ② 行政改革**
 - ・EBPMの取組を一層推進・強化。
 - ・データ利活用環境を整備し、データを活用しつつスピーディに政策サイクルを回しながら柔軟に対応できるアジャイル型政策形成・政策評価の在り方とその方策を検討。
- ③ デジタル改革**
 - ・デジタル原則を踏まえて、積極的に見直すべき国民向けのサービスを洗い出し、必要なデジタル基盤を整備。
 - ・新たなサービスを担うデジタル人材について、各層にわたる育成強化方策について検討。

デジタル・規制・行政の一体改革によりもたらされるデジタル社会

- ・デジタル・規制・行政の一体的改革を進めることにより、様々な現場における人手不足への対応、多様な生き方を可能とする社会の実現、個人・事業者が新たなチャレンジを行うことによる成長の実現を図る。

デジタル田園都市国家構想の実現

- ・ デジタルの力を全面的に活用し、
「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、
「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた
「デジタル田園都市国家構想」を実現。
- ・ 「心豊かな暮らし」(Well-being)と、
「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を
実現。



デジタル田園都市国家構想を目指すにあたっての基本的考え方

- ・デジタル原則の遵守や、オープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して、支援を行う。

デジタル田園都市国家を目指すための主立った取組

- ①地方を支えるデジタル基盤の整備
 - ②地方の課題を解決するデジタルサービスの生活への実装
 - ③デジタル人材の育成、地方への新たな人の流れの強化
 - ④デジタルを活用した地域産業の活性化、スタートアップの育成
 - ⑤デジタル田園都市国家モデルの海外展開

適切な目標の設定

- ・デジタル田園都市国家構想を目指す全ての取組に対し、明確な目標を立てること、及びその進捗のモニタリング結果について支援制度側に報告することを求める。

暮らしのデジタル化

準公共分野のデジタル化の推進



① 健康・医療・介護

- ・ 民間PHRサービスの利活用を促進。
- ・ オンライン診療の活用に向けた基本方針を策定。
- ・ データの連携・活用のためのプラットフォームを整備

② 教育

- ・ 家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化を推進。
- ・ 教育データの利活用を促進。（データの標準化、プラットフォーム関連施策の推進、IDの検討）
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する、デジタル社会を見据えた教育について検討。

③ 防災

- ・ 防災情報のアーキテクチャを検討し、データ連携を実現するためのプラットフォームを構築。
- ・ 地方公共団体の防災業務のデジタル化を推進。

④ こども

- ・ 教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する実証事業を実施。

⑤ モビリティ

- ・ モビリティ関連データの流通促進のための検討・開発・実証。
- ・ 3次元空間IDを含めたデジタルインフラを整備。

⑥ 取引（受発注・請求・決済）

- ・ 中小企業のバックオフィスのデジタル化のため、受発注のデジタル化の推進、標準化された電子インボイスを普及。
- ・ 受発注から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするため、必要なデータ標準・連携基盤を整備。

デジタル社会を支えるシステム・技術

デジタル化を支えるインフラの整備

- ・5Gや光ファイバ、データセンター、国内海底ケーブル整備、半導体戦略の具体化。

デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進

- ・情報通信・コンピューティング技術の高性能化、セキュリティ技術の高度化等。
- ・スーパーコンピュータ、学術情報ネットワーク等の次世代情報インフラ整備等

デジタル社会のライフスタイル・人材

ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換

- ・働く時間や場所を柔軟に活用できるテレワークの導入・定着に向け、労働者が安心して働ける良質なテレワークの推進。
- ・サービスの安全性及び信頼性の向上を図りつつ、シェアリングエコノミーの社会への更なる浸透・定着を推進。

デジタル人材の育成・確保

① デジタルリテラシーの向上

- ・小学校におけるプログラミング教育の必修化等、新学習指導要領に基づく取組を推進。
- ・社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充、リカレント教育を支える専門人材の育成等を実施。

② デジタル専門人材の育成・確保

- ・教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築。
- ・各府省庁、地方、民間など組織の垣根を越えた人材の行き来を通じて人材育成が行われる環境を整備。
- ・女性に対するデジタル分野のリカレント教育の機会提供・就労支援、時短・テレワークでデジタル就労ができる環境整備等を通じて、女性デジタル人材育成を推進。

＜デジタル庁「デジタル社会に実現に向けた重点計画」概要版資料を一部改変して作成＞

参考資料： 構造改革のためのデジタル原則の点検の 方向性等について

デジタル臨時行政調査会（第2回）（令和3年12月22日開催）

資料1

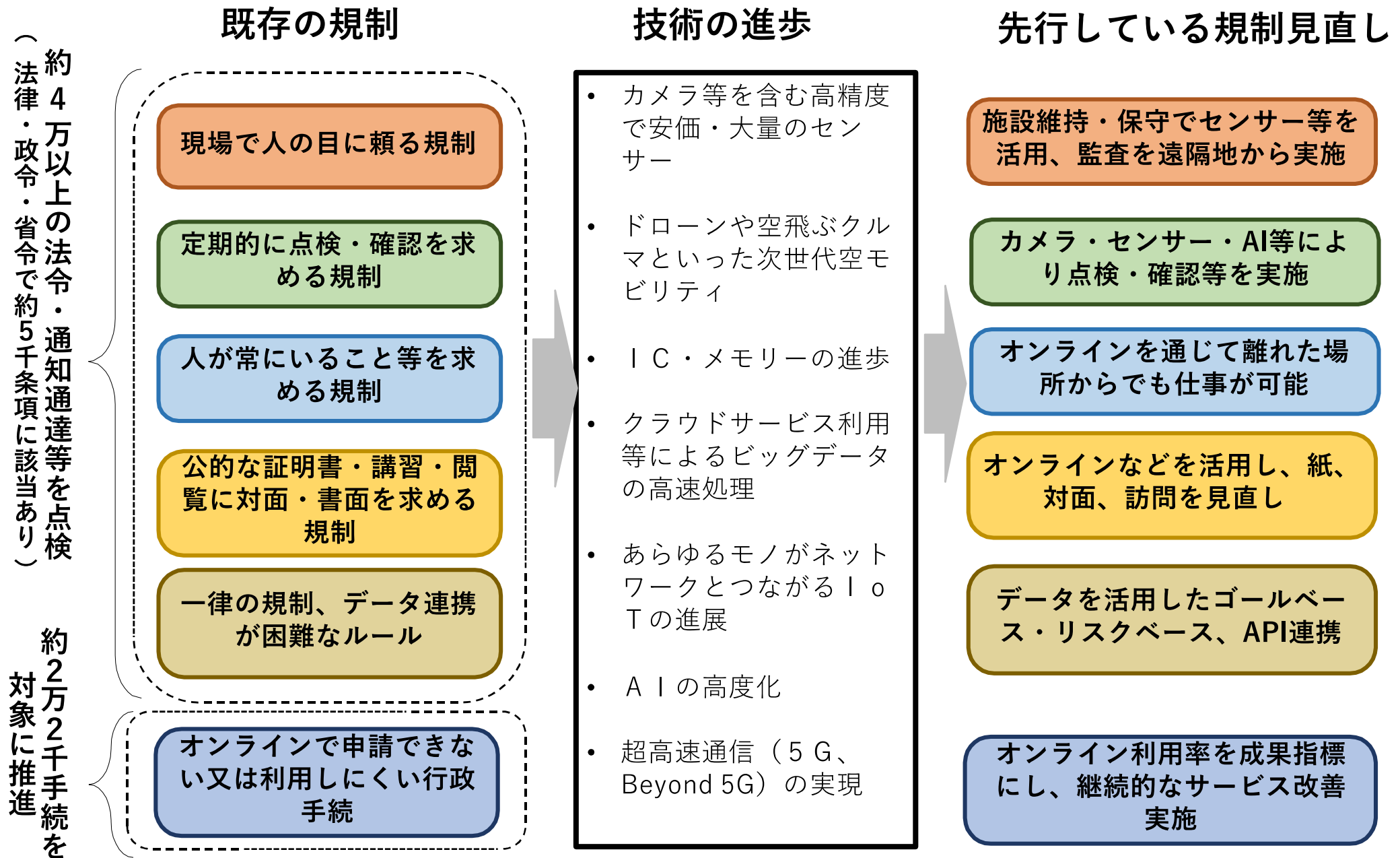
「デジタル時代の構造改革とデジタル原則の方向性について」
から一部抜粋

構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

①デジタル完結・自動化原則	①－１ 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること ①－２ 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること ①－３ ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
②アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）	②－１ 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することでリアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること ②－２ 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること ②－３ AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること ②－４ AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③官民連携原則 （GtoBtoCモデル）	③－１ 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC） ③－２ 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること ③－３ マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること
④相互運用性確保原則	④－１ 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること ④－２ API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ロックインを回避すること ④－３ 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットィングを確保すること ④－４ 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤共通基盤利用原則	⑤－１ IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること ⑤－２ 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること ⑤－３ 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること ⑤－４ 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること

構造改革のためのデジタル原則を踏まえ制度・規制を見直す考え方 ～先行取組の横展開～



デジタル関係の規制・手続見直しによる経済成長の実現 ～「3方良し」の制度改革による経済効果～

経済成長へ寄与するデジタル化の効果

- オンライン化等による行政手続コスト（営業の許認可、社会保険、労務管理、補助金等）の**20%削減**による経済効果は、**1.3兆円**と推計。
（2018年6月規制改革推進会議行政手続部会資料）
 - ✓ 各省庁が事業者からヒアリングして行政手続きコスト（事業者の作業時間）を算出。
 - ✓ オンライン化等による削減時間を平均的な労働に充てることを仮定。

- 中小企業におけるAI導入による経済効果は、2025年までに**11兆円**と推計。
（2020年3月経済産業省調査）
 - ✓ 中小企業2000社にAI導入による効果をアンケート調査を元に算出。

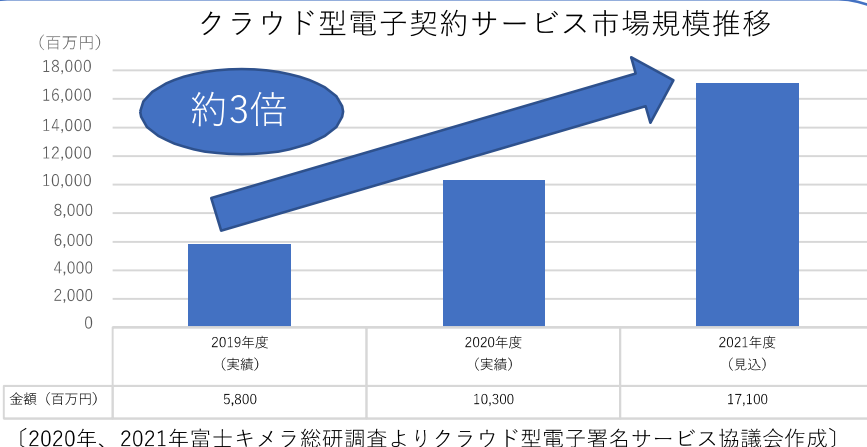
AI導入を阻害する規制を見直すと経済効果が高まる

押印廃止等によるスタートアップの勃興と成長産業の創出

- デジタル社会形成関係法律整備法の中で、押印を求める各種手続について押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とするよう一括改正。（施行日：令和3年9月1日）

市場規模

サービス例



- A社…時間、場所、デバイスに関係なく署名捺印ができる電子署名サービス
- B社…契約締結から契約書管理まで可能な、大企業からベンチャー企業まで多数の導入実績があるクラウド型の電子契約サービス
- C社…完全無料で、いつでも、誰でも、世界中のどこからでも、スマートフォンから電子署名を利用することができる電子契約サービス
- D社…簡単に・安全にクラウド上で一括管理可能なクラウド型電子契約システム